

## IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IASB が金融資産と金融負債の相殺に関する要求を明確化し、開示を改訂

### 目次

- 改訂
- 修正された開示
- IAS 第 32 号の明確化
- 発効日および経過措置

### 要点

- IAS 第 32 号に対する改訂は、相殺のルールに関連して存在する適用の論点を明確にし、現行の実務における多様性のレベルを減少させることを意図する。
- IASB および FASB は、それぞれの相殺に関する要求の相違を克服することを意図する、コンバージェンスされた開示の要求を公表した。
- 新しい開示は、2013 年 1 月 1 日以後開始する年次期間または中間期間に要求され、IAS 第 32 号に対する明確化の改訂は、2014 年 1 月 1 日以後開始する年次期間に発効する。双方ともに、比較期間には遡及適用が要求される。

### 改訂

2011 年 12 月に、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に対する改訂を公表することにより、金融資産と金融負債の相殺に関連する会計上の要求および開示を改訂した（以下、本改訂）。本改訂は、IASB および米国財務会計基準審議会（以下、FASB）（以下、合わせて両審議会）が、金融商品の相殺に関するそれぞれの会計基準書の相違を取り扱うジョイント・プロジェクトに着手した結果である。

2011 年 1 月に、IASB による ED2011/1「金融資産と金融負債の相殺」の公表とともに、両審議会は彼らの提案を公表した。本提案は、IAS 第 32 号のもとでの現行モデルを維持するものであり、（例えば、債務不履行または破産の場合の ISDA マスター・ネットリング契約のもとでの）相殺の条件付の権利について、米国会計基準の例外を削除していた。FASB は、その後、提案ではなく、この

例外を維持することを決定した。両審議会は、財政状態報告書における相殺の規準に同意することはできなかったものの、IFRS および米国会計基準のもとで作成された財務諸表間の比較を可能とするために、コンバージェンスされた開示の要求を開発することを決定した。

## 修正された開示

IFRS 第 7 号に対する修正は、強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似の取決めのもとでの金融商品について、相殺に関する権利および関連する取決め（例えば、担保の差入れ要求）についての情報を企業が開示することを要求する。企業は、最低限、（他の形態がより適切である場合を除き、金融資産と金融負債を区分する表形式の形態で）以下の情報を開示しなければならない。

- a) 強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似の取決めのもとで、認識されている金融資産および認識されている金融負債の総額
- b) IAS 第 32 号の規準に従った相殺の金額
- c) 財政状態計算書に表示される純額（(a)から(b)を控除）
- d) (b)には含まれない強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似の取決めの対象である金額
- e) 上記(c)の金額から(d)の金額を控除後の純額

項目(d)に開示される金額は、債務不履行、支払不能または破産の場合にのみ強制力があり、かつ行使可能である金額を相殺する権利を含むことになる。これは、担保超過の範囲を除き、現金担保か現金以外の担保かにかかわらず、受け取ったおよび差し入れた金融担保両方に関連する金額を含む。

本開示は、金融商品または取引の種類別に（例えば、デリバティブ、買戻および売戻条件付き契約、または証券借入および貸付契約）全体としてグループ化する、または項目(a)から(c)について金融商品の種類別でその後項目(c)から(e)について相手先別にグループ化することができる。本開示が相手先別に提供される場合には、その相手先は、名前により識別されることは要求されないが、重要でない相手先のエクスポージャーは集約されるとともに、個別に重要な相手先は区分されなければならない（例えば、相手先 A、相手先 B、その他の相手先）。

## IAS 第 32 号の明確化

ED の提案は、IAS 第 32 号の既存の要求にほとんど類似していた。しかし、IFRS の相殺に関する要求の適用に影響を及ぼす可能性があるわずかな相違があった。さらに、IASB のスタッフは、関係者へのアウトリーチを実行したが、IAS 第 32 号における現行の相殺に関する要求の異なる解釈および適用を認識した。この論点の検討を受け、IASB は、「相殺する法的に強制力のある権利を現時点で有している」および「同時の実現と決済」の意味を明確にするために、IAS 第 32 号を改訂した。

## 「相殺する法的に強制力のある権利を現時点で有している」の意味

本改訂は、金融資産と金融負債を相殺するために、相殺の権利が将来の事象を条件とするのではなく、今日現在利用可能でなければならず、「通常の事業活動の場合」および「債務不履行、支払不能または破産の場合」の双方において、いかなる相手先にも行使可能でなければならない。当該権利が法的強制力の規準を満たすかどうかの決定は、「契約を支配する法とともに当事者間で締結された契約の条件」および「破産または支払不能の場合にはその破産プロセス」の双方に左右されることも本改訂は明確にしている。

### 見解

企業は、相殺に関するルールの評価において債務不履行、支払不能または破産の場合を検討していなかったか、または取引に対するすべての当事者よりむしろ相手先のみを考慮していたかもしれない。したがって、企業は、現時点で相殺されている項目が改訂後のガイダンスのもとでそのような表示を適格とするかどうかを決定するために、既存の取決めに再検討する必要があるかもしれない。再検討には、新しいまたは改訂された法律専門家の意見を含んでいる。

## 「同時の実現と決済」の意味

本改訂は、どんな決済プロセスが、企業が「金融資産と金融負債を純額でまたは同時に決済する意図」を有しているという相殺に関する要求を満たすかどうかについての明確化を提供する。決済が「同時点に」生じる場合、「金融資産の実現」および「金融負債の決済」は同時である。しかし、単一の決済プロセスが、単一の純額と同等であるキャッシュ・フローを生じる場合には、同時に発生しない総額決済が相殺に関する原則および規準を満たす場合もある。具体的には、総額決済システムは、次の特徴をすべて有している場合には、純額決済の規準を満たすことになる。

- ・ 相殺に関する権利の要件を満たす金融資産と金融負債は、正確に同じ時点でプロセスに投入される。
- ・ 金融資産と負債が一旦プロセスに投入されると、決済指示は取消または変更できない。
- ・ プロセスがフェイル (fail) しない限り、プロセスに投入されると、当該資産および負債から生じるキャッシュ・フローが変更される可能性はない。
- ・ もう一方に対して相殺される1つの資産または負債のプロセスがフェイルした場合、担保として使用されている関連する証券のプロセスもまたフェイルとなる(その逆も同様である)。
- ・ フェイルしたいかなる取引も、決済されるまでプロセスに再入力される。

- ・ 受取金額および支払金額の決済が、同じ決済機関を通して実行される（例えば、証券と資金の同時決済（「delivery versus payment」）または同じ預託口座）。
- ・ 決済日に、各当事者に対して「十分な当座貸越」または「その他の決済日中の信用を提供する決済日中の信用供与（「intraday credit facility」）」が存在し、要求された場合、決済日中の信用供与を享受する可能性が高い。

## 発効日および経過措置

相殺に関する修正された開示は、2013年1月1日以後開始する年次期間および当該年次期間内の期中期間に要求される。当該開示は、また、すべての比較期間について遡及的に提供されなければならない。しかし、IAS第32号に対する明確化の改訂は、2014年1月1日以後開始する年次期間まで発効せず、また、遡及適用が要求される。

### 見解

IASBは当初、IFRS第7号の開示およびIAS第32号に対する明確化の改訂の双方について、2013年1月1日を発効日に決定していた。しかし、関係者は、IAS第32号に対する明確化の改訂に運用上の懸念を提起した。特に、彼らは、2012年1月1日時点の比較情報を提供する要求、および多くの契約上の取決めを再検討しなければならない事実とシステムの変更が要求されるかもしれないという事実と言及した。この懸念を基づいて、IASBは、明確化の改訂の発効日を2014年1月1日以後開始する年次期間に延期することを決定した。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte](http://www.tohmatsu.com/deloitte) をご覧ください。